

(平成23年7月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年8月まで

A事業所(B区)に就職してすぐ、事業主が国民年金の加入手続を行い、事業主から国民年金手帳を受け取った。保険料は毎月事業主が給与から控除し、事業主が代わりに納付してくれていたにもかかわらず、申立期間が国民年金に未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所に就職した後すぐに、事業主が私の国民年金の加入手続を行った。」と申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び前後の任意加入被保険者の資格取得日などから、C市において、昭和52年3月頃に払い出され、同月9日に資格取得をしていることが確認できる上、国民年金被保険者台帳に「ここまで資格なし」との記載が確認できることから、国民年金の加入手続を行った時点では、未加入期間である申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の住所地は、申立期間のうち昭和48年10月から同年11月3日まではD市、同年11月3日以降はE区であったことが申立人の改製原附票から確認できるが、これらの住所地を管轄するF年金事務所及びE年金事務所に係る国民年金手帳記号番号払出簿検索システムでは、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できない。

さらに、事業主は、「当時の記憶は無いが、申立人がそのように記憶しているのであれば、私がB区役所で申立人の国民年金の加入手続を行ったのではないかと思う。」と供述しているが、B区役所は、「申立期間

当時、第三者が代理で国民年金加入の届出を行うことは可能であったが、B区に住民票のない者の国民年金加入届を受け付けることはできなかった。」と回答しているほか、事業主は、申立人の申立期間に係る住所地であるD市及びE区に出向き申立人の国民年金加入手続を行った記憶は無いとしている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人及び事業主ともに申立人の国民年金加入手続及び申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付に係る具体的な記憶が無いことから、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月頃から 58 年 3 月 19 日まで

私は、申立期間にA社に勤務していたが、厚生年金保険に未加入となっている。当時の手帳には厚生年金保険料がメモしてあり、厚生年金保険に加入していたのは間違いないので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間のうち昭和 56 年 7 月 1 日から 58 年 3 月 20 日までA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は既に解散し、当時の事業主も死亡しているほか、申立期間当時に給与事務を担当していた元役員は、「当時の資料は残っていない。また、申立人の氏名も記憶していない。」と証言しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が所持する手帳の昭和 56 年 4 月のページに、健康保険料、厚生年金保険料等が記載されているが、i) 当該手帳のその他のページには厚生年金保険料に係る記載は見られないこと、ii) 申立人も当該保険料額を記載した状況をはっきり記憶していないことなどから、申立人が、手帳に記載されている厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できるまでには至らない。

さらに、申立人は、申立期間の途中である昭和 57 年 4 月 1 日に、B区役所において、同区に転入した 55 年 6 月 1 日まで遡って国民健康保険の資格を取得し、平成 9 年 4 月 5 日に資格を喪失したことが確認できる。この件について同区役所は、「国民健康保険の担当者は、申立人に対してそ

の他の医療保険に加入していないことを確認した上で、遡って加入手続を行っていたはずである。」と回答しており、申立期間について、申立人が健康保険に加入していたとは考え難い。

加えて、オンライン記録及びB区が保管する収滞納リストにより、申立人は、申立期間において国民年金保険料を全額納付していることが確認できる。

なお、A社に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情等は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 10 月 1 日から同年 11 月 18 日まで
② 昭和 42 年 1 月 21 日から同年 4 月 1 日まで
③ 昭和 42 年 4 月 3 日から同年 5 月 31 日まで
④ 昭和 42 年 10 月 3 日から 43 年 4 月 1 日まで
⑤ 昭和 43 年 5 月 8 日から同年 11 月 8 日まで
⑥ 昭和 44 年 9 月 8 日から 48 年 2 月 8 日まで
⑦ 昭和 48 年 2 月 12 日から同年 6 月 21 日まで
⑧ 昭和 49 年 2 月 26 日から同年 8 月 1 日まで

申立期間については、昭和 51 年 11 月 5 日に脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を請求した記憶も、脱退手当金を受け取った記憶も無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の請求書類として現存する脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名及び押印が確認でき、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。